

奈良県訓令第一号

各部課室

各出先機関

奈良県職員服務規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第二号）の一部を次のように改正し、平成二十六年七月一日から施行する。

平成二十六年六月六日

奈良県知事 荒井正吾

附則第三項及び第四項中「平成二十五年七月一日から同年八月三十日まで」を「平成二十六年七月一日から同年八月三十一日まで」に改める。